

男のおはして此日の荒れて日ごろ經給ふは、をのが玄はべる事なり、それは萬の社に額のかりたるに、おのがもとに玄もなきがあしければ、かけむと思ふになべての手してか、せむがいとわろく侍れば、われにか、せたてまつらんとおもふにより、このおりならではいつかはとて、とめ奉りたるなりとの給ふに、たれとか申すとひ申し給へば、この浦のみしまに侍るおきななりとの給ふに夢のうちにいみじうかしこまり申すとおぼすにおどろき給ひては、またさらにもいはず、さていよへわたり給ふにおほくの日あれつる日ともなく、うらくとなりて、そなたざまにおひかせふきて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ、ゆたびく、あみ、いみじくけさいしてきよまはりて、日の裝束して、やがて神の御まへにてかき給ふ、やしろの官どもめしいで、うたせて、よく法のごとくしてかへり給ふにつゆおそる、事なくて、すゑのふねにいたるまで、たびらかに上り給ひにき、わがする事を、人間の人のほめあがむるだに興ある事にてこそあれ、まして神の御心にさまでほしくおぼしけむこそ、いかに御心おごりし給ふらむ、またおほかたこれにぞ日本第一の御手のおぼえは、こののちぞとりたまへりし六波羅密寺のがくも、このだいにのかきたまへる、さればかのみしまの神の額と此寺のとはおなじ御手に侍り、

〔吾妻鏡〕壽永元年六月五日甲辰、熊谷二郎直實者、匪勵朝夕恪勤之忠、去治承四年追討佐竹冠者之時、殊施勳功、依令感其武勇、給武藏國舊領等、停止直光之押領可、領掌之由被仰下、而直實此間在國、今日令參上、賜件下文云云、

下武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事

右件所、且先祖相傳也、而久下權守直光押領事停止、以直實爲地頭之職成畢、其故何者、佐竹毛四郎、常陸國奥郡花園山楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝、萬人前懸、一陣懸壞、一人當千顯高名、其勸賞件、熊谷郷之地頭職成畢、子々孫々永代不可有他妨故下、百姓等宜承知、敢不可違失、